

(仮称)厚木市犯罪被害者等 支援条例の制定に係る意見交換会

令和6年8月20日(火) 午後7時から
市民交流部 くらし交通安全課

目次

- 1 条例制定の趣旨
- 2 犯罪被害者等支援の現状と背景
- 3 県及び市の役割
- 4 本市として検討する犯罪被害者等支援策
- 5 条例の構成(案)
- 6 県内他市町村の条例制定の状況
- 7 条例制定スケジュール

1 条例制定の趣旨

犯罪被害者等は、命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるという目に見える被害（一次被害）に加え、理解や配慮に欠ける言動や対応、プライバシーの侵害、誹謗中傷などによって、精神的な苦痛や身体の不調等（二次被害）の再被害にも苦しめられます。

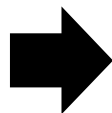
犯罪被害者等：犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族
犯罪等：犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

1 条例制定の趣旨

犯罪被害者等を支える社会の構築には、行政だけではなく、市民や事業者等を含めた社会全体としての取組が不可欠であり、市民等の理解の下、地域全体で共通認識を持ちながら、犯罪被害者等を支える地域社会づくりを推進することが重要です。

一次被害

命を奪われる
傷害を負う
財産を奪われる



二次被害

- 1 心身への影響（精神的ショック、身体的な不調など）
- 2 生活上の問題（経済的問題、転居、子どもの保育）
- 3 周囲の言動（周囲の人等からの心無い言動）
※ 25%が役所窓口での態度や言動で傷ついている
- 4 捜査や裁判対応（捜査等に伴う精神的、時間的負担等）

1 条例制定の趣旨

本市としての支援を行う目的や基本理念、施策、行政・市民・事業者等の責務などを明確化することで、犯罪被害者等支援に係る市民等の理解を深めるとともに、社会全体で支える地域社会づくりを推進するため（仮称）厚木市犯罪被害者等支援条例を制定するものです。

目次

- 1 条例制定の趣旨
- 2 犯罪被害者等支援の現状と背景
- 3 県及び市の役割
- 4 本市として検討する犯罪被害者等支援策
- 5 条例の構成（案）
- 6 県内他市町村の条例制定の状況
- 7 条例制定スケジュール

2 犯罪被害者等支援の現状と背景

(1) 国

平成16年に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図ること」を目的として、**犯罪被害者等基本法**が制定されました。

令和3年に策定された第4次犯罪被害者等基本計画では、国は**地方公共団体に犯罪被害者等支援を目的とした条例制定等に関する情報提供を行うこと**、犯罪被害者等を含む地域住民に総合的対応窓口等の相談機関や各種制度等を周知するよう地方公共団体に要請することなどが位置付けられています。

2 犯罪被害者等支援の現状と背景

(2) 神奈川県

平成21年に「**神奈川県犯罪被害者等支援条例**」を施行し、この条例に基づき支援推進計画を策定し、総合的、計画的に取り組んでいます。

また、県、県警察、神奈川県被害者支援センターが一体となって運営する「**かながわ犯罪被害者サポートステーション**」を設置し、様々な相談に応じ、必要とする情報や支援を総合的に提供しています。

2 犯罪被害者等支援の現状と背景

(2) 神奈川県

【参考】 かながわ犯罪被害者サポートステーション
における支援状況

	相談総数	うち厚木市民の相談
令和4年	160人	4人
令和5年	210人	2人

2 犯罪被害者等支援の現状と背景

(3) 厚木市

「**犯罪被害者等支援の総合的対応窓口**」をくらし交通安全課に設置し、職員（事務職員や県警から派遣の警察官）による相談を行っています。

【参考】 市内刑法犯認知件数

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	総数
令和4年	11	56	819	57	22	91	1,056
令和5年	12	73	998	71	9	99	1,262

目次

- 1 条例制定の趣旨
- 2 犯罪被害者等支援の現状と背景
- 3 県及び市の役割
- 4 本市として検討する犯罪被害者等支援策
- 5 条例の構成（案）
- 6 県内他市町村の条例制定の状況
- 7 条例制定スケジュール

3 県及び市の役割

犯罪被害者等基本法では、犯罪被害者等の支援等に関し、地方公共団体の責務として、**国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施することが規定されています。**

これに基づき、神奈川県では、重大犯罪の犯罪被害者等に対する支援や広域的な広報活動などを行い、市では重大犯罪に限らず支援を必要とする犯罪被害者等への支援、**身近な地域における広報啓発など、きめ細やかな支援に取り組む必要があります。**

目次

- 1 条例制定の趣旨
- 2 犯罪被害者等支援の現状と背景
- 3 県及び市の役割
- 4 本市として検討する犯罪被害者等支援策
- 5 条例の構成（案）
- 6 県内他市町村の条例制定の状況
- 7 条例制定スケジュール

4 本市として検討する犯罪被害者等支援策

（１）犯罪被害者等に特化した支援の実施	
日常生活支援	配食サービス・ヘルパー派遣、 一時預かり（保育）利用時の助成
経済的支援	各種支援金 （遺族支援金・重傷病支援金・性犯罪被害支援金）
住居支援	転居助成金、ホテルへの緊急避難（県制度の延泊）
相談支援	法律相談、カウンセリング

4 本市として検討する犯罪被害者等支援策

(2) 犯罪被害者等を支援するための体制整備

専門職の配置	社会福祉士、精神保健福祉士等の配置による犯罪被害者等に寄添った支援
職員研修	支援従事者の言動により二次被害を与えることがないようにするための研修
支援員支援	総合的対応窓口職員の専門的知識向上のための講座の受講や研修会への参加

(3) 被害者等が置かれている状況の理解や相談窓口の広報啓発

広報・啓発	市民等、事業者及び庁内への広報・啓発
-------	--------------------

目次

- 1 条例制定の趣旨
- 2 犯罪被害者等支援の現状と背景
- 3 県及び市の役割
- 4 本市として検討する犯罪被害者等支援策
- 5 条例の構成(案)
- 6 県内他市町村の条例制定の状況
- 7 条例制定スケジュール

5 条例の構成（案）

- (1) 目的 (2) 用語の定義 (3) 基本理念
- (4) 市の責務 (5) 市民等の責務 (6) 事業者の責務
- 基本施策 { (7) 相談、情報の提供等 (8) 日常生活等の支援
- (9) 市内に住所を有しない犯罪等による被害者への支援
- 支援体制 { (10) 人材の育成 (11) 民間支援団体への支援
- (12) 市民等へ啓発活動
- (13) 支援を行わないことができる場合
- (14) 意見の反映 (15) 委任

目次

- 1 条例制定の趣旨
- 2 犯罪被害者等支援の現状と背景
- 3 県及び市の役割
- 4 本市として検討する犯罪被害者等支援策
- 5 条例の構成（案）
- 6 県内他市町村の条例制定の状況
- 7 条例制定スケジュール

6 県内他市町村の条例制定の状況

市町村では、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、湯河原町の10自治体が犯罪被害者支援に特化した条例を定めています。

施行年度	自治体
平成15年度	寒川町
平成27年度	茅ヶ崎市
平成31年度	横浜市
令和4年度	川崎市、横須賀市、秦野市
令和5年度	相模原市、伊勢原市、湯河原町
令和6年度	南足柄市

目次

- 1 条例制定の趣旨
- 2 犯罪被害者等支援の現状と背景
- 3 県及び市の役割
- 4 本市として検討する犯罪被害者等支援策
- 5 条例の構成（案）
- 6 県内他市町村の条例制定の状況
- 7 条例制定スケジュール

7 条例制定スケジュール

時期	内容
令和6年 6月～12月	市民参加手続き (審議会、意見交換会、パブリックコメント)
令和7年2月	条例案を市議会に提出
令和7年3月	条例施行準備(周知、協定等)
令和7年4月	条例施行